



今月のことば

monthly word

INPIT 近畿統括拠点

日本弁理士会 副会長

福島 三雄

新年度になってまだ1か月余しか経っていないのであるが、INPIT、この5文字が頭に浮かばない日はない。それは、昨年9月1日の新聞紙上において、INPITの近畿統括拠点の設置が決定されるであろうとの報道がなされていたところ、本年3月29日に、大阪駅北のグランフロント大阪に設置されることが正式に決定されたとの報道に接したからである。

特許庁の一機関が関西に設置されるのは、100年を超える特許庁の歴史において初めてなのではなかろうか。近畿に住み、近畿において弁理士の業務を37年間にわたって続けてきた者にとって、感慨深いものがある。そこで、今回は、INPITおよびその近畿統括拠点について触れたいと思う。

INPITとは、正式名称を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（英文名称：National Center for Industrial Property Information and Training）と称し、特許庁の庁舎の1階に看板を掲げている。

まずその沿革をみてみよう。

明治17(1884)年6月、農商務省工務局内商標登録所図書係で図書の閲覧、商標見本の観覧開始

明治20(1887)年12月、農商務省特許局庶務部内に図書館を設置、その一分掌として「陳列所」を設置

大正7(1918)年1月、図書館に陳列館を併設

大正13(1924)年12月、図書館を廃止、陳列館に統合

昭和16(1941)年5月、特許局出願課内に「出願相談所」を開設

昭和27(1952)年8月、「陳列館」を「万国工業所有権資料館」と改称

昭和61(1986)年10月、「総合資料DB」(紙公報電子化) 閲覧サービス開始

平成5(1993)年1月、電子公報(特実CD -

ROM 公開公報) 利用開始

平成9(1997)年4月、「万国工業所有権資料館」を「工業所有権総合情報館」と改称、工業所有権相談業務、情報流通業務を開始

平成12(2000)年1月、公報閲覧室において特許電子図書館(IPDL) 閲覧サービス開始

平成13(2001)年4月、独立行政法人「工業所有権総合情報館」として新たなスタート

平成16(2004)年10月、独立行政法人「工業所有権総合情報・研修館」と改称、情報提供業務、人材育成業務等を開始

平成19(2007)年1月、情報システム業務等を開始、シンボルマーク変更

平成23(2011)年4月、知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務を開始

このように、最初は商標の閲覧等であったのが、時代が進むにつれ国内だけでなく万国の工業所有権に関する資料館となり、しかも紙媒体の資料から電子化された膨大な情報の資料館となり、さらに、電子化された情報を高度に活用することによる権利化を推進する業務をも担う機関となっているのである。因みに、INPITの略称を採用したのは、平成19(2007)年1月のことである。

現在のINPITは、特許等の産業財産権情報の提供サービス、相談窓口等による情報提供と支援サービス、知的財産の戦略的活用に関するサービス、知的財産人材の育成を支援するサービスを提供しており、これによって産業社会の発展に貢献しているのである。

そして、INPIT近畿統括拠点では、近畿地方に所在する中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用に対する支援を行うことを主なサービスとしており、その具体的施策の第一は、ビジネスにとって重要なツールである知的財産の活用をサポートすることである。そのために、(1)「知

的財産支援窓口—関西」を通じた、高度・専門的な支援サービスの提供、(2)「知財総合支援窓口」を介した地域企業のビジネス・知財活動の支援をおこなう。

施策の第二は、知的財産の権利化・活用に役立つ面接審査の機会と知財情報の提供をすることである。そのために、(1)特許庁の審査官による「出張面接審査」・「テレビ面接審査」の実施がなされ、(2)「高度検索閲覧用端末」による知財情報の提供がなされる。

施策の第三は、地域の関係機関と協働することにある。例えば(1)関係機関のネットワークを活用した情報提供、(2)自治体や商工会議所等の経済団体との共催による講演会や各種セミナーの共同開催、(3)「よろず支援拠点」等の地域支援機関との連携により、知財分野での支援と販路開拓や金融面での支援等を組み合わせて、幅広い支援メニューを提供するものである。

大阪は、日本の都道府県の中で最も多い事業所

数を有している。その大阪に INPIT の近畿統括拠点が設置され、近畿一円の中小企業を知的財産制度の活用という面から強力に後押ししてくれるものである。

今回の INPIT 近畿統括拠点の設置は、平成 28 年 9 月の、まち・ひと・しごと創生本部決定による「政府関係機関の地方移転に関する今後の取り組みについて」を踏まえ、地元自治体、経済団体、それに日本弁理士会等と近畿統括拠点の在り方について、検討、調整を重ねてなされたものである。なお、INPIT 近畿統括拠点は、正式名称を INPIT 近畿統括本部と称されることとなった。

近畿 2 府 4 県から交通の便の良いグランフロント大阪に拠点を構えた INPIT 近畿統括本部との連携を強くし、近畿地方に所在する中堅・中小・ベンチャー企業の知財業務に対して弁理士として支援することは、近畿の知財を活性化することにつながり、ひいては日本全体の知財の活性化・弁理士の活性化にも寄与するものである。